

令和2年4月1日現在の保育所等利用待機児童数について

- 子育てと社会参加の両立を目指す若い世代の増加等に伴い、保育所等利用申請者数は、前年度比 1,272 人増の 34,743 人(過去最大)となりました。また、受入枠拡充に伴い、利用児童数も前年度比 1,597 人増の 32,296 人(過去最大)となりました。
- 希望する保育所等に入所保留となった方は前年度比 325 人減の 2,447 人となり、各区役所では、保護者の保育ニーズに応じて、川崎認定保育園や令和2年度川崎市『年度限定型』保育事業など、多様な保育施策を案内し、きめ細やかなアフターフォローを行ってきました。
- その結果、厚生労働省の「保育所等利用待機児童数調査要領」に基づく令和2年4月1日現在の保育所等利用待機児童数は12人となりました。

1 川崎市の令和2年4月1日現在の保育所等利用申請・待機状況

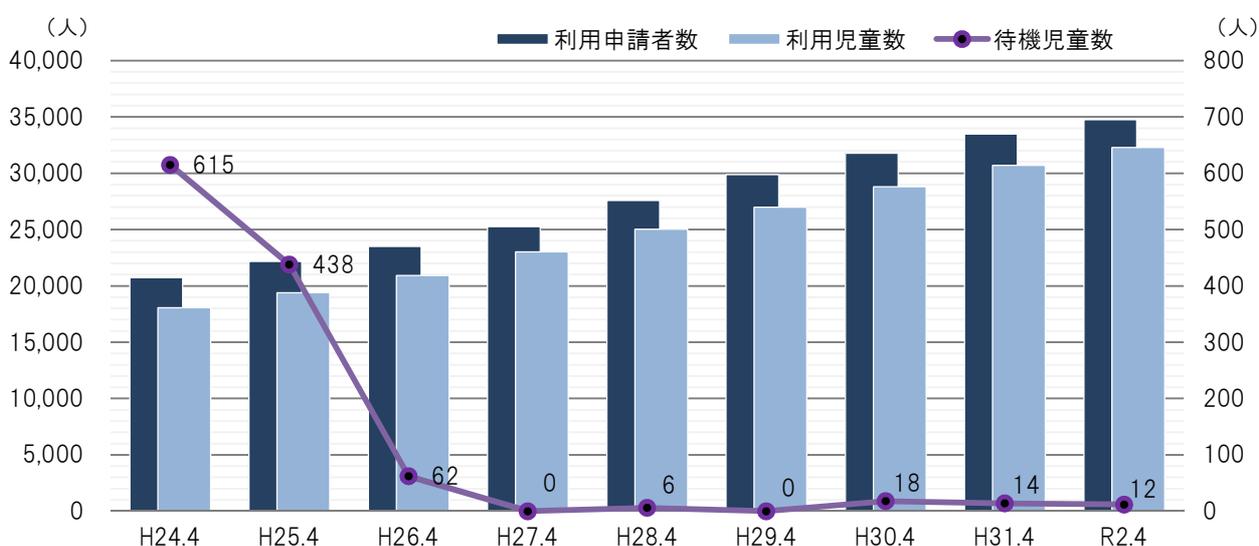
(単位：人)

区 分	令和2年4月	平成 31 年4月	平成 30 年4月
就学前児童数	79,591	80,409	81,342
前年との比較	▲818	▲933	▲448
利用申請者数(A)	34,743	33,471	31,769
前年との比較	1,272	1,702	1,879
利用児童数(B)	32,296	30,699	28,809
前年との比較	1,597	1,890	1,810
保留児童数(A)－(B)＝(C)	2,447	2,772	2,960
前年との比較	▲325	▲188	69
市の保育施策で対応している児童数等(D)	884	1,138	1,447
川崎認定保育園等対応児童数	628	808	1,057
おなかま保育室対応児童数	61	123	134
一時保育対応児童数	90	88	125
幼稚園預かり保育対応児童数	40	28	31
事業所内保育対応児童数 ※1	15	23	17
年度限定型保育対応児童数 ※2	50	68	83
企業主導型保育対応児童数(E)※3	143	148	107
育休関係の申請者数(F)※4	570	601	419
特定の保育所等を希望する申請者数(G)※5	726	745	826
求職活動を休止している申請者数(H)※6	112	126	143
待機児童数(C)－(D)－(E)－(F)－(G)－(H)	12	14	18
前年との比較	▲2	▲4	18

【1ページ表補足】

- ※1 「事業所内保育」: 地域型保育(事業所内保育)に従業員枠で利用する方、又は県・市費により運営費支援等を受けている院内保育施設を利用する方
- ※2 「年度限定型保育」: 保育所等への利用が保留となり、1・2歳児を期間限定で預かる年度限定型保育事業を利用する方
- ※3 「企業主導型保育」: 企業主導型保育事業に従業員枠又は地域枠で利用する方
- ※4 「育休関係」: 4月1日時点で育児休業を取得されていて、復職の意向がないことを確認できた方
- ※5 「特定の保育所等」: 利用可能な保育所等があるにもかかわらず利用を辞退した方、通常の手続きにより自宅から20～30分未満で登園が可能な保育所等又は市の保育施策の対象施設があるにもかかわらず利用を希望されない方など
- ※6 「求職活動を休止」: 主に在宅で職を探すなど、保育の必要性が認められない方

2 保育所等の利用申請者数・待機児童数等の推移(各年4月1日時点)



		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
就学前 児童数 (A)	人数	80,547	80,909	80,963	81,418	81,878	81,790	81,342	80,409	79,591
	対前年	167	362	54	455	460	▲ 88	▲ 448	▲ 933	▲ 818
保育所等 施設数	園数	203	221	241	316	348	387	420	452	484
	対前年	23	18	20	75	32	39	33	32	32
保育所等 定員	人数	17,490	18,995	20,325	22,869	24,739	26,586	28,482	30,435	32,173
	対前年	1,585	1,505	1,330	2,544	1,870	1,847	1,896	1,953	1,738
利用申請者数 (B)	人数	20,725	22,164	23,500	25,264	27,576	29,890	31,769	33,471	34,743
	対前年	1,484	1,439	1,336	1,764	2,312	2,314	1,879	1,702	1,272
申請率 (B/A)	割合	25.7%	27.4%	29.0%	31.0%	33.7%	36.5%	39.1%	41.6%	43.7%
	対前年	1.8%	1.7%	1.6%	2.0%	2.7%	2.8%	2.6%	2.5%	2.1%
利用児童数	人数	18,074	19,399	20,930	23,033	25,022	26,999	28,809	30,699	32,296
	対前年	1,444	1,325	1,531	2,103	1,989	1,977	1,810	1,890	1,597
待機児童数	人数	615	438	62	0	6	0	18	14	12
	対前年	▲ 236	▲ 177	▲ 376	▲ 62	6	▲ 6	18	▲ 4	▲ 2

【待機児童対策における課題・取組】

本市の待機児童対策を取り巻く課題

《利用申請者数の大幅な増加》

- 就学前児童数は、市全体では減少したものの、大規模集合住宅の開発に伴う転入増等により、一部の地域では増加しています。
- 子育てと社会参加との両立を目指す若い世代が増加していること等により、保育所等への申請率は上昇傾向にあります。

《保育所整備をめぐる厳しい環境》

- 保育需要が高く、特に保育所整備が必要な主要駅周辺の地域ほど、整備に適した用地確保が困難な状況になっています。
- 都市部を中心に保育所の増設が進む中、保育士確保の競争が激化しています。

《保育従事者の増加に伴う保育の質の確保》

- 保育施設が大幅に増加しているに伴い、保育に従事する職員数も年々増えています。待機児童対策は量の拡充と質の確保とを両輪で進めていく必要があります。

待機児童の解消に向けた取組の3本の柱

① 多様な手法を用いた 保育受入枠の確保



- ◆ 認可保育所等の整備
 - 保育ニーズが高い主要駅周辺を中心に集中的に受入枠を確保
- ◆ 川崎認定保育園の活用
- ◆ 幼稚園の一時預かり事業の拡大
- ◆ 年度限定型保育事業の実施
- ◆ 企業主導型保育事業の活用
- ◆ 横浜市との連携協定の取組

② 区役所における きめ細やかな相談・支援



- ◆ 入所申請前段階からの支援
 - 案内動画の活用、説明会の実施
- ◆ アフターフォローにおけるきめ細やかな相談・支援
 - 平日夜間、土曜日の窓口開設
 - 施設空き情報の効果的な提供
- ◆ 区役所における広報等の取組
 - 区独自の広報物(リーフレット、保育所マップ等)の作成

③ 保育の質の維持・向上



- ◆ 多様な運営主体の参入に伴う保育の質の維持・向上の取組
 - 公立保育所を拠点とした包括的な人材育成
 - 保育士等の処遇改善の取組
- ◆ 認可外保育施設に係る取組
 - 保育士確保対策の充実
 - 相談会等によるマッチング機会の充実
 - 就職、資格取得支援等の取組

待機児童の解消に向けては、上記3つの取組を継続していく必要があります。特に、待機児童対策では利用者に寄り添い、ニーズに合った丁寧な支援を積極的に行うことが重要となっています。

保育を必要とする保護者が、安心して子どもを預けられる「子育てしやすいまちかわさき」の実現に向けて、環境を整備するとともに、引き続ききめ細やかな相談・支援を実施します。

3 令和元年度の取組

(1) 区役所を中心とした待機児童対策の推進体制

市の重要課題の一つである待機児童対策を推進するため、プロジェクトチームとして、市長をトップとした「待機児童対策推進本部」を、また、各区役所では区長をトップとした「区役所待機児童対策推進会議」を設置しています。区役所と本庁部局とが連携し、待機児童対策に関わる全職員の意識の共有を図りながら取組を推進しました。

(2) 待機児童解消に向けた取組の3本の柱

① 多様な手法を用いた保育受入枠の確保

高まる保育需要に対応するため、認可保育所や小規模保育事業等の整備のほか、川崎認定保育園の受入枠の確保や保育料補助の実施、年度限定型保育事業などの施策を推進しました。

(ア) 認可保育所等の整備

■ 認可保育所・認定こども園の整備

保育ニーズの高い地域における保育所の新規整備や、公立保育所民営化に伴う定員増により1,230人の定員増を図るとともに、既存保育所の定員増(30人増)や認可外保育施設からの認可化(155人増)により、認可保育所の受入枠の合計は前年比1,415人増の30,420人となりました。また、認定こども園についても、幼稚園からの移行などにより175人分の受入枠の拡大を図りました。

■ 地域型保育事業の推進

小規模保育事業を1か所、家庭的保育事業を2か所整備したほか、川崎認定保育園から小規模保育事業等への移行や、既存保育所の定員増などにより計148人分の低年齢児(0～2歳)の受入枠拡大を図りました。

<保育所等の定員・施設数の推移>

調査 時点	保育所		認定こども園(2・3号)		地域型保育		合計	
	定員(人) [※]	施設数(園)	定員(人)	施設数(園)	定員(人)	施設数(園)	定員(人)	施設数(園)
H31.4.1	29,005	373	545	10	885	69	30,435	452
R2.4.1	30,420	394	720	12	1,033	78	32,173	484
増減	1,415	21	175	2	148	9	1,738	32

※ 尻手すきっぷ保育園(横浜市共同整備保育所)の本市児童の利用定員20人分を除く。

(イ) 川崎認定保育園の活用

川崎認定保育園の助成対象児童について、保護者の保育料負担の軽減を図るために、児童の年齢と所得に応じて月額最大2万円の補助を継続するなど、川崎認定保育園の積極的な活用を図っており、令和2年4月1日現在の利用者は3,440人となりました。

また、保育所等の利用申請がなく、川崎認定保育園を利用している人数は2,812人で、川崎認定保育園の全利用者の約8割を占めており、川崎認定保育園が認可保育所等と並び、市の保育ニーズを支える重要な保育の受け皿となっています。

(ウ) 幼稚園の一時預かり事業の拡大

幼稚園において、多様な保育ニーズに対応し、保育を必要とする子どもの受入れを促進するため、8時間以上の預かり体制をとる幼稚園型一時預かり事業の実施園の拡大を図りました。

- 実施幼稚園数：31施設
(うち11時間以上:21施設)

(エ) 年度限定型保育事業の実施

開設2年度目までの新設保育所の4・5歳児枠は、新規の利用希望者が少なく、定員に空きが生じることから、入所保留者への対応策として、この空きスペース等を活用し、保育所等の入所が保留となった1・2歳児を単年度限定でお預かりする「令和2年度川崎市『年度限定型』保育事業」を実施しました。

- 実施施設数：10施設
- 利用児童数：50人

(オ) 企業主導型保育事業の活用

国が主導する企業主導型保育事業について、施設の開設状況等を個別に確認し、案内可能な施設の情報をホームページに掲載するとともに、区役所窓口においても、入所が保留になった方に対し、施設の情報提供シート等を活用した案内を行うなど、積極的に保育受入枠として活用を図りました。

(カ) 川崎認定保育園と横浜保育室の相互利用

平成26年10月27日に横浜市と締結した「待機児童対策に関する連携協定」に基づき、川崎市と横浜市とが「ともに子育てしやすいまち」を目指して、両市が連携・協力して相乗効果が期待される取組を進めています。

平成27年4月から、川崎市に在住する方が横浜保育室を利用する場合は、川崎認定保育園を利用した場合と同等の保育料補助（月額最大2万円）を、川崎市から実施しています。また、同様に、横浜市に在住する方が川崎認定保育園を利用する場合にも、横浜保育室を利用する場合と同等の軽減助成を横浜市から実施しています。

- 横浜保育室を利用する川崎市民：24人
- 川崎認定保育園を利用する横浜市民：24人

② 区役所におけるきめ細やかな相談・支援

保育需要の増加とともに、その多様化も進む中、各区役所においては、保育所の申請前段階からアフターフォローにいたるまで、子どもの預け先を探す保護者一人ひとりに寄り添い、それぞれの保育ニーズに応じたきめ細やかな相談・支援を行うことが求められています。

各区役所では、利用案内の説明会や、入所保留となった児童の保護者へのアフターフォロー等を通じて、保護者の保育ニーズを確認しながら、市の多様な保育施設・サービスとのマッチングを図っています。



事前説明会の様子【麻生区】

(ア) 入所申請前段階からの支援

利用相談における窓口の混雑緩和や、申請者の利便性の向上等を図るため、保育所等の申請手続きや入所利用調整など、制度の概要についてわかりやすくまとめた利用申請案内動画を作成し、YouTubeで公開するとともに、相談窓口での放映等を行いました。

また、各区では区役所における利用案内説明会のほか、地域子育て支援センター等での出張相談会や、平日夜間や土曜日に説明会を開催するなど、各区が独自に、申請前の利用者支援を実施しました。

- 説明会等の開催：7区計 197 回
- 参加人数：延べ 2,925 組

(イ) アフターフォローにおけるきめ細やかな相談・支援

入所保留になった方に対しては、窓口対応だけでなく、電話等によるアフターフォローを行いました。利用者の状況確認や認可保育所等、川崎認定保育園の空き情報等の提供を積極的に行うとともに、相談者一人ひとりについて、相談の経過等を詳細に記録したカルテを作成するなど、きめ細やかに対応しました。



各区における相談カルテ

■ 平日夜間、土曜日の窓口開設

入所保留になった方に対しては、就労等の事情により、平日の日中に区役所に来庁できない方への相談機会を提供するため、保留通知発送後の約2週間、各区において平日夜間及び土曜日に利用相談を実施しました。

- 相談対応件数：
延べ 112 件

<実施概要(令和元年度)>

- 実施期間：令和2年1月27日(月)～2月8日(土)※日曜日を除く
- 実施時間：月～金曜日 17時半～19時半、土曜日9時～12時
- 実施内容：保育所等の利用相談、川崎認定保育園等の案内など

■ 川崎認定保育園と連携した施設空き情報の効果的な提供

市内に119施設ある川崎認定保育園と各区役所とが緊密に連携を取り、保留通知を発送した1月下旬以降、3月末までの期間、各施設の空き状況を毎週更新し、市ホームページや窓口で周知を行い、子どもの預け先を探す保護者へのタイムリーな情報提供を行いました。

【参考】各区役所における窓口・電話等での相談対応件数 合計 13,448 件

※ 1月下旬～3月末の約2か月間の相談対応件数を集計。アフターフォローにおける保留者への空き施設の情報提供や、保育所の希望変更に関する相談等をカウントしています。

(ウ) 区役所における広報等の取組

子どもの預け先を初めて探す方など向けに、預け先を探す際のポイントなどを分かりやすくまとめた冊子「子どもの預け先をどうやって探したらよいの？」を区役所窓口や説明会等で配布しました。

また、各区役所においては、利用希望者への情報提供の充実を図るため、各保育園の情報をまとめたチラシ等を配架したほか、保育所マップの作成や、施設紹介動画の制作及びYouTubeへの動画配信を行うなど、各区独自の取組を行いました。



保育所等紹介動画(YouTube)【高津区】



子育て施設マップ【中原区】



保育所等の情報掲示【幸区】

③ 保育の質の維持・向上

待機児童対策として保育受入枠の拡大を進めてきた中で、多様な保育サービスの効率的な提供の観点から、民間の多様な運営主体の参画を促進してきました。一方で、行政の責務として、民間保育所等と連携しながら保育の質を維持・向上することが求められており、保護者が安心して子どもを預けられる環境づくりに努めています。

(ア) 多様な運営主体の参入に伴う保育の質の維持・向上のための取組

- 保育所等の設置・運営法人の選考にあたっては、有識者による選考委員会を実施するとともに、開設後も指導監査を定期的に行い、保育の質の維持・向上に努めました。
- 地域の拠点として各区に3園ずつ設置する公立保育所において、民間保育所の支援や指導をはじめ、公民保育所間の交流や保育技術の共有、公開保育の実施を行うなど、公民の連携を深めながら、包括的な人材育成の取組を進めました。
- 民間保育所の運営については、条例の基準を上回る職員配置や嘱託医による健康診断の実施等を着実に推進するとともに、これまでの国の保育士等処遇改善事業に合わせて、市単独の上乗せ事業を実施し、施設職員の更なる処遇改善を図りました。
- 令和元年9月に、市内で初となる「川崎区保育・子育て総合支援センター」を開設し、保育所での保育の実践のほか、地域子育て支援の機能、民間保育所等への支援の機能、公民保育所の人材育成機能を集約し、子ども・子育て支援の強化を図りました。

(イ) 認可外保育施設に係る取組

- 認可外保育施設については、本市独自の運営基準を定め、基準を満たす施設を川崎認定保育園として運営費を助成するとともに、職員の処遇改善を図ることで、施設運営の安定と保育内容の向上等を図りました。
- 川崎認定保育園については、子ども・子育て支援新制度における施設型給付・地域型保育給付の対象となる施設・事業への段階的な移行を推進しました。
- 認可外保育施設における適正な保育環境や子どもの安全を確保するため、「認可外保育施設指導監督基準」に基づく立入調査・指導を実施しました。

■ 認可保育所等への移行：
12 施設
※おなかもみ保育室からの移行を含む

■ 立入調査・指導実施率：
100%(施設数 244 か所)
※届出対象外施設を除く

(ウ) 保育士確保対策の充実

- 保育施設の増加に伴い、保育士確保が喫緊の課題となっていることから、県内自治体と共同運営する「かながわ保育士・保育所支援センター」が実施する就職相談などのほか、関係機関と連携した市独自の就職相談会や保育所見学バスツアーを市内各所で開催し、求職者と保育事業者のマッチング機会の充実を図りました。
- 保育士養成施設を卒業後、市内保育所等で保育士として一定期間働いた場合に返還が免除される「川崎市保育士修学資金貸付」や、採用後 10 年目までの保育士の賃貸家賃の一部（月額上限 8.2 万円）を補助する「保育士宿舍借り上げ支援制度」を活用するとともに、出張型就職相談会や宿泊型保育研修の開催などにより、保育士を目指す市内外の学生等を誘致する取組を進めました。
- 潜在保育士等を対象とした就職・復職支援研修や、試験により保育士資格取得を目指す方を支援するための対策講座などの開催により、市内で働く保育士人材を増やす取組を進めるとともに、高校生を対象とした学校内での講座や、実際に保育を体験するプログラムなどの実施により、将来、保育士を目指してもらえよう、保育士の社会的意義や保育所で働く魅力を伝える取組を実施しました。

■ 就職相談会：
17 回(延べ 735 人参加)

■ 修学資金貸付制度利用者：
49 人



ミューザ川崎での就職相談会

4 令和2年度の取組

一部の地域において就学前児童数が増加していることや保育所等への申請率の上昇などにより、今後も利用申請者数の増加が見込まれています。引き続き、必要な地域への保育所等の整備を行うとともに、区役所における相談・支援のさらなる充実に努め、「子育てしやすいまちかわさき」を目指して取組を推進していきます。

(1) 保育受入枠の確保

保育所等の入所申請状況や大規模集合住宅の開発動向等を踏まえて、保育ニーズの高いエリアを中心に、厚生労働省の補助メニューを積極的に活用しながら、認可保育所等の整備促進を図り、1,492人分の保育受入枠確保を進めていきます。

また、本市の保育ニーズを支える重要な受け皿となっている川崎認定保育園について、安定的な運営に向けた支援を行うとともに、「幼児教育・保育の無償化」に伴う保育料補助と併せて、月額最大2万円の補助を継続して行い、保護者の保育料負担を軽減することで積極的な活用を図ります。

(2) 区役所における利用者へのきめ細やかな相談・支援のさらなる充実

区役所において、利用申請前の段階から利用調整後のアフターフォローまで、保護者の視点に立ったきめ細やかな相談・支援を引き続き実施していきます。また、認可外保育施設の「情報提供シート」の様式を見直し、各施設の特徴や保育内容等をよりわかりやすく案内していきます。

- 保育資源等の情報収集とニーズに応じた情報提供、相談・コーディネート機能の充実
- これまでに蓄積された相談・支援に関するノウハウの効果的な活用

(3) 保育の質の維持・向上

今後も多くの民間保育所等を整備していく中で、保育士の確保や、保育の質の維持・向上がより一層重要になるため、その対策についてさらなる強化を図ります。

① 保育士確保対策の強化と保育士等の処遇改善

こども未来局の保育士確保対策担当と各区保育総合支援担当が連携を図り、保育士確保対策の取組を強化します。

また、令和2年度から、認可保育所等及び川崎認定保育園の保育士等に対して、経験年数7年目以上の職員への保障額を4万円に引き上げるなど、保育士処遇改善に係る取組を拡充することで、市内保育施設への保育士の定着に繋げていきます。

② 公立保育所を拠点とした民間保育所等への支援や公民保育所人材の育成

今後も公立保育所が、地域の保育施設の支援や交流を行い、民間保育所と一体となり保育の質の維持・向上を図ります。

また、保育士に加え、各区に配置した栄養士、看護師等の専門職を積極的に活用し、民間保育所と連携を図りながら、包括的な人材育成の取組を推進するとともに、中原区に市内2か所目となる「保育・子育て総合支援センター」を開設し、センターを中心に、公民保育所の人材育成も含め、地域に密着した総合的な子育て支援を実践していきます。

5 待機児童対策関連(保育事業費)予算

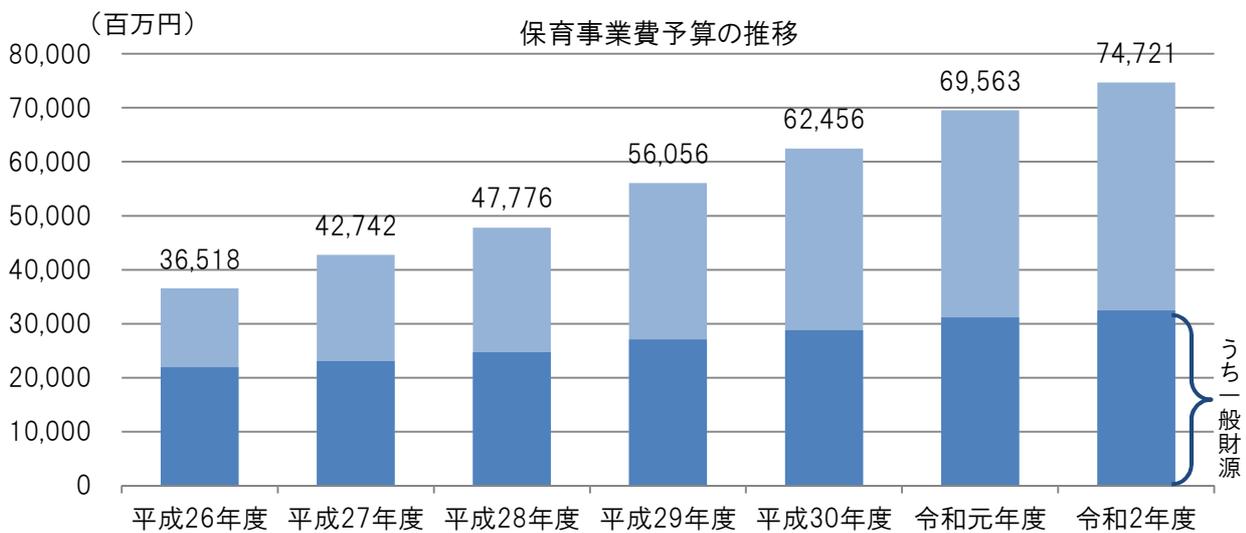
(1) 保育事業に係る予算

(単位:百万円)

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
保育事業費予算(A)	36,518	42,742	47,776	56,056	62,456	69,563	74,721
(うち一般財源)	21,929	23,030	24,735	27,072	28,798	31,157	32,457
川崎市一般会計予算(B)	617,117	618,873	638,983	708,784	736,629	759,066	792,464
(A)／(B)	5.9%	6.9%	7.5%	7.9%	8.5%	9.2%	9.4%

※各年度の額は全て当初予算ベース

<参考> 保育受入枠の確保に関する予算 (令和2年度) 認可保育所等の整備 5,078,344 千円
川崎認定保育園の運営 3,692,314 千円



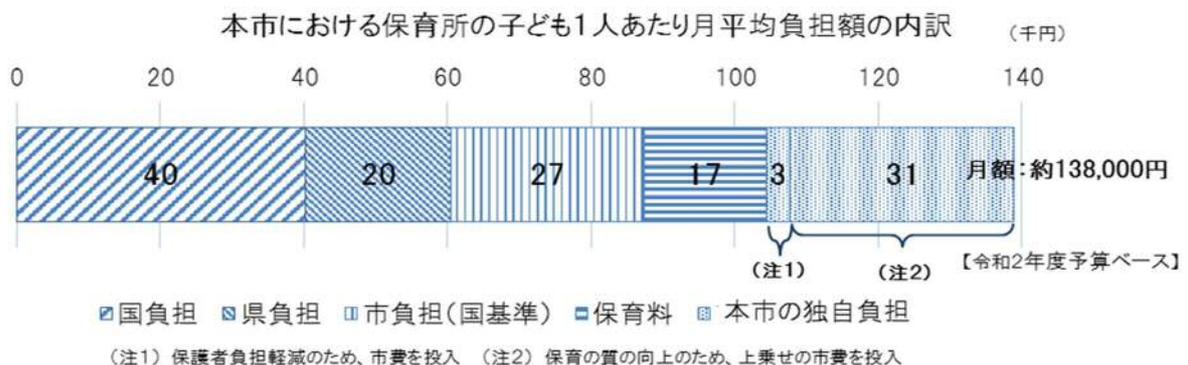
※令和2年度予算額については、給付対象施設の増加等に伴い、昨年度と比較して約52億円の増となっています。

※新制度における国基準運営費の負担割合は、国1/2、市1/2から国1/2、県1/4、市1/4へと変更となっています。

(2) 保育所の子ども1人あたり月平均負担額の内訳

保育所の運営費は、保育所の規模や児童の年齢区分等により、国が定める児童1人あたりの保育の実施に要する費用を基に算定され、国・県・市・保護者の四者で負担する構造です。

本市では現在、下表のとおり、国基準に基づく市負担分の費用のほか、保育料負担の軽減及び保育の質の向上のため、市独自に費用を投入し、児童1人あたり、月額約138,000円の費用がかかっています。(保育料の負担は全年齢平均して月額約17,000円ですが、幼児教育・保育の無償化に伴い、令和元年10月から全ての3歳～5歳児と市民税非課税世帯の0歳～2歳児の保育料が無償化されています。)



○ 待機児童数の区別の状況

調査時点	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
H28.4.1	0人	0人	6人	0人	0人	0人	0人	6人
H29.4.1	0人							
H30.4.1	0人	0人	15人	0人	1人	2人	0人	18人
H31.4.1	0人	8人	5人	0人	1人	0人	0人	14人
R2.4.1	1人	10人	1人	0人	0人	0人	0人	12人

○ 保育所等利用児童数の年齢別の状況

調査時点	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
保育所等利用児童数(A)	2,523人	5,575人	6,175人	6,221人	6,037人	5,765人	32,296人
就学前児童数(B)	12,925人	13,149人	13,270人	13,404人	13,533人	13,310人	79,591人
利用児童割合(A)/(B)	19.5%	42.4%	46.5%	46.4%	44.6%	43.3%	40.6%

(参考:平成31年4月)

保育所等利用児童数(A)	2,422人	5,293人	5,920人	5,952人	5,773人	5,339人	30,699人
就学前児童数(B)	13,059人	13,560人	13,648人	13,692人	13,484人	12,966人	80,409人
利用児童割合(A)/(B)	18.5%	39.0%	43.4%	43.5%	42.8%	41.2%	38.2%

○ 保育所等利用児童数等の区別の状況

区名	就学前児童数(A) (比率)	保育所等利用児童数(B) (比率)	利用児童割合 (B)/(A)%	保育所等 施設数	定員数
川崎区	10,444人 (13.1%)	4,008人 (12.4%)	38.4%	66か所	4,042人
幸区	10,027人 (12.6%)	4,262人 (13.2%)	42.5%	61か所	4,055人
中原区	15,441人 (19.4%)	6,780人 (21.0%)	43.9%	109か所	7,374人
高津区	12,360人 (15.5%)	5,078人 (15.7%)	41.1%	73か所	4,747人
宮前区	12,697人 (16.0%)	4,869人 (15.1%)	38.3%	68か所	4,661人
多摩区	10,022人 (12.6%)	4,533人 (14.0%)	45.2%	63か所	4,644人
麻生区	8,600人 (10.8%)	2,766人 (8.6%)	32.2%	44か所	2,650人
計	79,591人	32,296人	40.6%	484か所	32,173人

※保育所等利用児童数は、各区在住児童の市内・市外認可保育所等の利用児童数です。

調査日時点において、保育の必要性の認定(2号又は3号)を受け、特定教育・保育施設(認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く。)又は特定地域型保育事業(以下「保育所等」という。)の利用の申込みがされているが、利用していない者を把握することとし、その際の取扱いは以下のとおりとする。

<申込児童数の取扱い>

1. いわゆる”入所保留”(一定期間入所待機のままの状態であるもの)の場合については、保護者の保育所等の利用希望を確認した上で希望がない場合には、申込児童数に含めないことができること。
2. 保育所等を現在利用しているが、第1希望の保育所等でない等により転園希望が出ている場合には、申込児童数には含めないこと。
3. 産休・育休明けの利用希望として事前に利用申込みが出ているような、利用予約(利用希望日が調査日より後のもの)の場合には、調査日時点においては、申込児童数には含めないこと。

<国による補助の対象となる施設・事業で保育されている児童の取扱い>

4. 付近に保育所等がない等やむを得ない事由により、保育所等以外の場で適切な保育を行うために実施している、以下の(1)から(3)までに掲げる事業又は施設において保育されている児童については、待機児童数には含めないこと。
 - (1) 国庫補助事業による認可化移行運営費支援事業及び幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業
 - (2) 特定教育・保育施設として確認を受けた幼稚園又は確認を受けていないが私学助成若しくは就園奨励費補助の対象となる幼稚園であって、一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ・Ⅱ)又は預かり保育の補助を受けている幼稚園
 - (3) 企業主導型保育事業

<待機児童数から除く児童の取扱い>

5. 育児休業中の保護者については、保育所等に入所できたときに復職することを、保育所入所保留通知書発出後や調査日時点などにおいて継続的に確認し、復職に関する確認ができる場合には、待機児童数に含めること。ただし、それが確認できない場合には、待機児童数に含めないこと。市区町村は育児休業を延長した者及び育児休業を切り上げて復職したい者等のニーズを適切に把握し、引き続き利用調整を行うこと。

※ 保護者の復職に関する確認方法については、以下のような例により、利用申込み時点に限らず、継続的に確認を行うこと。

- (1) 申込みの際に、保護者の復職に関して、確認するためのチェック欄等を設けて確認
 - (2) 保護者への電話・メール等により、意向を聴取
 - (3) 保護者に入所に関する確約書の提出を求めて確認
6. 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第42条第1項及び第54条第1項の規定により、市区町村は保育所等に関し必要な情報提供を行うこととされているが、保護者の意向を丁寧に確認しながら、他に利用可能な保育所等の情報の提供を行ったにも関わらず、特定の保育所等を希望し、待機している場合には待機児童数には含めないこと。

ただし、特定の保育所等を希望することに、特別な支援が必要な子どもの受入れ体制が整っていないなどやむを得ない理由がある場合には、待機児童数に含めること。

※ 「他に利用可能な保育所等」とは、以下に該当するものとする。

- (1) 開所時間が保護者の需要に応えている。(例えば、希望の保育所等と開所時間に差異がないなど。)
- (2) 立地条件が登園するのに無理がない。(例えば、通常の交通手段により、自宅から20～30分未満で登園が可能など、地域における地理的な要因や通常の交通手段の違い等を考慮した上で、通勤時間、通勤経路等を踏まえて判断する。)

なお、「他に利用可能な保育所等」には、4.の(1)から(3)及び7に掲げる事業又は施設を含むこととするが、居宅訪問型保育事業又は認可外の居宅訪問型事業に類する事業については、保育士と児童が1対1対応となる等の点で、他の施設とは異なることから、これらのみを情報提供した場合は、「他に利用可能な保育所等の情報の提供を行った」に該当せず、待機児童数に含めない取扱いとすることはできない。

※ 他に利用可能な保育所等の情報提供については、個別に保護者へ行くことを基本とし、以下のような例により行うこと。

- (1) 一次選考後、保留通知を送付する際に、併せて利用可能な保育所等の情報を送付
- (2) 他に利用可能な保育所等を保護者への電話・メール等により個別に情報提供
- (3) 自治体の相談窓口等で個別に情報提供

7. 地方公共団体が一定の施設等の基準に基づき運営費支援等を行っている単独保育施策（保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業に類するもの）において保育されている児童については、待機児童数には含めないこと。

8. 保護者が求職活動中の場合については、待機児童数に含めること。ただし、求職活動中であることを事由とした申込みについては、調査日時点において求職活動を行っておらず、保育の必要性が認められない状況にあることの確認ができる場合には、待機児童数には含めないこと。

※ 求職活動を休止していることの確認方法については、以下のような例により行うこと。

- (1) 保護者への電話・メール等により、求職活動の状況を聴取
- (2) 保護者に以下の書類の提出を求めるなど、求職活動状況の報告により確認
 - ・ 求職活動状況を確認できる証明書類
 - ・ 求職サイトや派遣会社への登録などの活動を証明できる書類
 - ・ その他、面接等の活動を行っていることが確認できる書類（申込書の写し等）

<その他>

9. 広域利用の希望があるが、利用できない場合には、利用申込者が居住する市区町村で待機児童数に含めること。

教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用調整基準（概要版）

1 保護者が労働を保育の必要性の事由とする場合

令和2年4月

ランク	細目	
A	居宅外労働	• 月実働 140 時間以上就労
	自営業(中心者)	
B	居宅外労働	• 月実働 120 時間以上 140 時間未満就労
	自営業	(中心者) • 月実働 140 時間以上就労 (協力者)
C	居宅外労働	• 月実働 100 時間以上 120 時間未満就労
	自営業	(中心者) • 月実働 120 時間以上 140 時間未満就労 (協力者)
D	居宅外労働	• 月実働 80 時間以上 100 時間未満就労
	自営業	(中心者) • 月実働 100 時間以上 120 時間未満就労 (協力者)
E	居宅外労働	• 月実働 64 時間以上 80 時間未満就労
	自営業	(中心者) • 月実働 80 時間以上 100 時間未満就労 (協力者)
F	居宅外労働	• 就労先確定
	自営業	(中心者) • 月実働 64 時間以上 80 時間未満就労 (協力者)
G	自営業	(協力者) • 就労先確定

2 保護者が労働以外を保育の必要性の事由とする場合

ランク	細目
A	<ul style="list-style-type: none"> • 疾病・負傷により常時臥床又は 1 か月以上の入院 • 重度の心身障害
C	<ul style="list-style-type: none"> • 疾病・負傷の治療や療養のため 1 か月以上の自宅での安静加療を指示されている場合
D	<ul style="list-style-type: none"> • 出産予定日の約 2 か月前から出産後 2 か月程度までの間で、分娩・休養のため保育に当たることができない場合
E	<ul style="list-style-type: none"> • 慢性疾患・長期疾病のため病床で過ごさないが、1 か月以上自宅での療養を指示されている場合
A～E	<ul style="list-style-type: none"> • 通院・通所時間を含め介護に要する日数及び時間をもとに、居宅外労働の細目を準用 • 災害の状況、復旧に要する日数及び時間等をもとに、居宅外労働の細目を準用
A～F	<ul style="list-style-type: none"> • 卒業後就労を目的とし、職業訓練校や大学等へ通学する場合、休憩及び通学時間を除き、保育に当たることができない日数及び時間をもとに、居宅外労働の細目を準用 • 自立の促進が必要と認められるひとり親世帯等については、就労先が確定した場合は、その就労条件により居宅外労働又は自営業の細目を準用 • 生計中心者の失業により生活困窮の状態にあり、就労の必要が高い世帯で就労先が確定した場合は、その就労条件により居宅外労働又は自営業の細目を準用
A～H	<ul style="list-style-type: none"> • その他児童福祉の観点から保育の実施が必要と認められる場合 例)家庭内において虐待等を受ける恐れがある場合、養育能力が著しく低い場合 対象児童が障害を有している場合
H	<ul style="list-style-type: none"> • 求職又は起業の準備のため外出することを常態としている場合

(問合せ先)

<待機児童対策の取組全般に関する事>

川崎市こども未来局子育て推進部保育対策課長 島崎 (しまざき)

電話 : 044-200-3630

<保育所の運営等に関する事>

川崎市こども未来局保育事業部保育第1課長 相澤 (あいざわ)

電話 : 044-200-2686

<認可外保育施設に関する事>

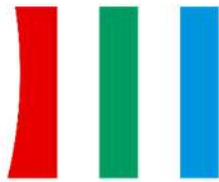
川崎市こども未来局保育事業部保育第2課長 星 (ほし)

電話 : 044-200-3948

<保育所の整備に関する事>

川崎市こども未来局子育て推進部保育所整備課長 村石 (むらいし)

電話 : 044-200-3728



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市